

第16回土地家屋調査士特別研修・教材Ⅱの一部差し替え

教材Ⅱ（グループ研修、集合研修、総合講義）

該当箇所	対応
P67 総合講義（倫理） 【第2問】	以下のとおり差し替える。

【第2問】

認定土地家屋調査士Xは、Aから、Aが所有する甲土地にある乙建物を取り壊して自宅を新築するために、甲土地とBが所有する丙土地との間の筆界の調査及び甲土地の地積更正登記の依頼を受けた。

- (1) Xが甲土地と丙土地との筆界を調査してみたところ、乙建物が丙土地に越境しているとの調査結果を得た。Xは、調査した推定筆界線に基づき「境界確認書」を作成しようと考えている。その際、Xはどのような点に注意すべきか。
- (2) Xが境界確認書を作成しようとしたところ、Aは、「乙建物の敷地は、私が20年以上敷地として利用してきたので、Aの調査結果には納得できない。」と主張した。Xとしては、Aから依頼を受けた事件につき、どのように処理すべきか。
- (3) (2)の場合において、XはAの代理人として土地家屋調査士会の紛争解決センターに紛争解決のための調停を申し立てた（但し、弁護士と共同受任したものとする。）。ところが、Aが急死してAの子であるCとDが甲土地及び乙建物を共同相続することとなった（但し、CとD以外にAの法定相続人はいないものとする。）。XがCとDに事情聴取したところ、Cは、Aの調査結果を認めて越境部分を明け渡してもよいと言っているが、Dは現況の占有範囲を境界としたいと言っている。

Xは、調停手続においてどのように対処すべきか。

- (4) (3)の場合において、Aが急死してCとDが甲土地及び乙建物を共同相続したのが調停申立前である場合、Xはどうすべきか。